

給与システム 「労働保険料申告書の資料」こんなときには

**労働保険料申告書の資料を作成する流れと、よくある
お問い合わせについて説明します。**

平成22年度

給与システムのバージョン

「労働保険料申告書の資料」を作成する際は、給与システムのバージョンが、**Ver.H21.1**になっている必要があります。

バージョンは、メニューバー [ヘルプ] をクリックしてプルダウン表示される [バージョン情報] よりご確認ください。

The screenshot shows the main application window titled "給与応援Super - サンプル株式会社 (22年 / 6月)". The menu bar includes "ヘルプ(H)", "マニュアル(M)", and "終了(E)". The "ヘルプ(H)" dropdown menu is open, with "バージョン情報(A)" highlighted in red. A red arrow points from this menu item to a separate window titled "給与応援Superのバージョン情報". This window displays "給与応援Super" and "Version H21.10.02", with the version number also highlighted in red. Below the version information, there is a callout box with a yellow background and orange border containing the following text:

この表記が、「**H21.1**」になっていれば問題ありません。

それ以前のバージョンをお使いの場合は、必ず上記バージョンへバージョンアップしてください。

「労働保険料申告書の資料」作成の流れ

給与システムで「労働保険料申告書の資料」を作成する際の流れについて説明します。

「労働保険料申告書の資料」作成の流れ

【Step1】処理月を選択

「データ選択・保守」画面で4月～7月のいずれかの月を選択します。

※ 「会社/計算条件の設定」画面の「支給日の特別処理」が「翌月日付(特別)」に設定されている場合は、3月～6月を選択します。



【Step2】保険料額等の確認

1. 保険料算定基礎額や料率等が水色項目に、表示されます。必要に応じて上書入力します。
2. 申告済み概算保険料額を入力します。
3. 延納の場合は「延納の申請」をチェックします。

区分	算定期間		平成21年04月01日 から 平成22年03月31日 まで	
	算定期間	保険料等算定基礎額	保険料・拠出金率	確定保険料等額
労働保険料(労災+雇用)	30,698 千円	14,000 /1000	429,772 円	
労災保険分	0 千円	3,000 /1000	0 円	
雇用保険分	0 千円	11,000 /1000	0 円	
雇用保険法適用者	0 千円	11,000 /1000	0 円	
高年齢労働者	0 千円	0.050 /1000	1,534 円	
保険料算定対象者	30,698 千円			
一般拠出金				1,534 円
申告済概算保険料額	0 円			
差引額	充当額	還付額	不足額	429,772 円
	0 円			
		延納の申請	納付回数	1
全期又は第1期(初期)	概算保険料額	充当額	不足額	今期労働保険料
	567,913 円	0 円	429,772 円	997,685 円
第2期	概算保険料額	充当額	第2期納付額	一般拠出金
	0 円	0 円	0 円	1,534 円
第3期	概算保険料額	充当額	第3期納付額	今期納付額
	0 円	0 円	0 円	999,219 円

確定保険料額の「算定期間(開始日)」を入力します。

「労働保険料申告書の資料」作成の流れ

【Step3】転記用資料の印刷

- ・「概算・確定保険料等申告書の資料」
 - ・「労働保険料・一般拠出金 算定基礎賃金集計表」
- を印刷します。

区分	算定期間	平成21年04月01日	から	平成22年03月31日	まで
労働保険料(労災+雇用)	30,698 千円	14,000 / 1000		429,772 円	
労働保険分		3,000 / 1000		0 円	
雇用保険分		11,000 / 1000		0 円	
雇用保険法適用者		11,000 / 1000		0 円	
高年齢労働者		0,050 / 1000		1,534 円	
保険料算定対象者					
一般拠出金	30,698 千円				
概算保険料算定内訳					
区分	算定期間	平成22年04月01日	から	平成23年03月31日	まで
労働保険料(労災+雇用)	30,698 千円	18,500 / 1000		567,913 円	
労働保険分		3,000 / 1000		0 円	
雇用保険分					
雇用保険法適用者					
高年齢労働者					
保険料算定対象者		15,500 / 1000		0 円	
申告済概算保険料額					
差引額	充当額	還付額		不足額	
				429,772 円	
期別納付額					
全期又は第1期(初期)	概算保険料額	充当額		不足額	今期労働保険料
	567,913 円	0 円		429,772 円	997,685 円
第1期	概算保険料額	充当額		不足額	一般拠出金
第2期					

【Step4】提出用紙に転記

都道府県労働局から郵送される提出用紙に転記し、**平成22年7月12日(月)**までに申告・納付します。

申告書と納付書と一緒に送られてきますので、保険料を添えて都道府県労働局に納付します。(納付先は都道府県労働局ですが、管轄の労働基準監督署または銀行、郵便局などでも申告・納付ができます。)

概算・確定保険料等申告書の資料

《概算・確定保険料算定内訳》			
確定保険料等額 (算定期間: 平成21年04月01日～平成22年03月31日)			
区分	① 保険料算定基礎額	② 保険料・拠出金率	③ 確定保険料等額
労働保険料(労災+雇用)	7,279 千円	14,000 / 1000	101,906 円
労働保険分	0 千円	3,000 / 1000	0 円
雇用保険分	0 千円	11,000 / 1000	0 円
雇用保険法適用者	0 千円	11,000 / 1000	0 円
高年齢労働者	0 千円	0,050 / 1000	1,534 円
保険料算定対象者			
一般拠出金	7,279 千円	0,050 / 1000	363 円

《期別納付額》			
全期又は第1期(初期)	第2期	第3期	今期労働保険料
① 概算保険料額	101,906 円	0 円	203,812 円
② 充当額	0 円	0 円	363 円
③ 還付額	0 円	0 円	0 円
④ 不足額	0 円	0 円	204,175 円

《概算・確定保険料算定内訳》			
概算保険料等額 (算定期間: 平成22年04月01日～平成23年03月31日)			
区分	① 保険料算定基礎額	② 保険料率	③ 概算保険料等額
労働保険料(労災+雇用)	7,279 千円	14,000 / 1000	101,906 円
労働保険分	0 千円	3,000 / 1000	0 円
雇用保険分	0 千円		
雇用保険法適用者	0 千円		
高年齢労働者	0 千円		
保険料算定対象者	0 千円	11,000 / 1000	0 円

「労働保険料申告書の資料」画面の解説

「労働保険料申告書の資料」画面の各項目について
説明します。

「労働保険料申告書の資料」画面の解説 - <1/2画面>

（労）概算・確定保険料等申告書の資料（1/2）

キャンセル(ESC) OK(F3) 再計算(F4) 次へ(F8) 印刷(F9) Excel(F12) ヘルプ(F1)

確定保険料算定内訳	区分	算定期間	平成21年04月01日	から	平成22年03月31日	まで
		保険料等算定基礎額	保険料・拠出金率		確定保険料等額	
	労働保険料(労災+雇用)	30,698 千円	14.000 /1000		429,772 円	
	労災保険分	0 千円	3.000 /1000		0 円	
雇用保険分	雇用保険法適用者	0 千円				
	高年齢労働者	0 千円	11.000 /1000		0 円	
	保険料算定対象者	0 千円	11.000 /1000		0 円	
	一般拠出金	30,698 千円	0.050 /1000		1,534 円	

概算保険料算定内訳	区分	算定期間	平成22年04月01日	から	平成23年03月31日	まで
		保険料算定基礎額	保険料率		概算保険料額	
	労働保険料(労災+雇用)	30,698 千円	18.500 /1000		567,913 円	
	労災保険分	0 千円	3.000 /1000		0 円	
雇用保険分	雇用保険法適用者	0 千円				
	高年齢労働者	0 千円				
	保険料算定対象者	0 千円	15.500 /1000		0 円	

申告済概算保険料額	0 円			
差引額	充当額 0 円			
<input type="checkbox"/> 延納の申請				
納付回数	1			
全期又は第1期(初期)	概算保険料額 567,913 円	充当額 0 円	不足額 429,772 円	今期労働保険料 997,685 円
第2期	概算保険料額 0 円	充当額 0 円	第2期納付額 0 円	一般拠出金 1,534 円

前年度の申告済概算保険料額を入力します。

延納(分割納付)の場合はチェックを付けます。

概算保険料額が40万円(労災保険か雇用保険のどちらか一方の保険関係のみ成立している場合は20万円)以上の場合、又は労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合は、原則として労働保険料の納付を3回に分割する事ができます。

「労働保険料申告書の資料」画面の解説- <2/2画面>

		労災保険・一般拠出金対象労働者数及び賃金								雇用保険対象被保険者数及び金額							
		常用労働者		役員で労働者扱		臨時労働者		合計		被保険者		役員で被保険者扱		合計		(うち高年齢者分)	
		(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)
21年	04月	7	2,561,305	0	0	0	0	7	2,561,305	7	2,561,305	0	0	7	2,561,305	0	0
	05月	7	2,561,305	0	0	0	0	7	2,561,305	7	2,561,305	0	0	7	2,561,305	0	0
	06月	7	2,577,025	0	0	0	0	7	2,577,025	7	2,577,025	0	0	7	2,577,025	0	0
	07月	7	2,938,015	0	0	0	0	7	2,938,015	7	2,938,015	0	0	7	2,938,015	0	0
	08月	7	2,436,900	0	0	0	0	7	2,436,900	7	2,436,900	0	0	7	2,436,900	0	0
	09月	7	2,688,047	0	0	0	0	7	2,688,047	7	2,688,047	0	0	7	2,688,047	0	0
	10月	7	2,259,378	0	0	0	0	7	2,259,378	7	2,259,378	0	0	7	2,259,378	0	0
	11月	7	2,687,443	0	0	0	0	7	2,687,443	7	2,687,443	0	0	7	2,687,443	0	0
	12月	7	2,709,438	0	0	0	0	7	2,709,438	7	2,709,438	0	0	7	2,709,438	0	0
22年	01月	7	2,561,091	0	0	0	0	7	2,561,091	7	2,561,091	0	0	7	2,561,091	0	0
	02月	6	2,160,691	0	0	0	0	6	2,160,691	6	2,160,691	0	0	6	2,160,691	0	0
	03月	7	2,557,950	0	0	0	0	7	2,557,950	7	2,557,950	0	0	7	2,557,950	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	年計		30,698,588	0	0	0	0	30,698,588		30,698,588	0	0	30,698,588	0	0		0
						申告書へ転		労災保険分				雇用保険分				一般拠出金分	
								合計の年計(千円)		合計の年計(千円)		高年齢の年計(千円)		差引(千円)		合計の年計(千円)	

労災保険

雇用保険

前年分(前年4月～前年12月)の金額は年度更新時に、当期データへ情報がコピーされます。よって、年度更新後に、前年データに戻って実績を訂正しても、今年のデータに訂正後の金額は反映されません。

訂正する際は、上記画面(算定基礎賃金集計表)から、正しい金額を上書入力してください。

※上書き入力後、【再計算】を押すと、上書きした内容がクリアされます。ご注意ください。

「労働保険料申告書の資料」に関するよくある お問い合わせ

労働保険料申告書の資料に関するよくあるお問い合わせ
について説明します。

保険料率はどこから変更するのですか

A [労働保険料申告書の資料] 画面に各保険料率の初期値が表示されますので、上書入力して変更してください。

A: 労働保険料率 ⇒ 労災保険料率+雇用保険料率(B+C) を入力

B: 労災保険料率 ⇒ 事業に該当する労災保険料率を入力

C: 雇用保険料率 ⇒ 事業に該当する改定前の雇用保険料率を入力

D: 一般拠出金率 ⇒ 事業によらず、1000分の0.05

§ 雇用保険料率 § 平成22年4月1日より改正

事業の種類	改定前	改定後
一般の事業	11.000/1000 (4.000/1000)	15.500/1000 (6.000/1000)
農林水産業 清酒製造業	13.000/1000 (5.000/1000)	17.500/1000 (7.000/1000)
建設業	14.000/1000 (5.000/1000)	18.500/1000 (7.000/1000)

()は被保険者の方が負担する部分です。

§ 労災保険料率 §

事業の種類により料率が異なります。
該当する料率を入力します。

E: 労働保険料率 ⇒ 労災保険料率+雇用保険料率(F+G) を入力

F: 労災保険料率 ⇒ 事業に該当する労災保険料率を入力

G: 雇用保険料率 ⇒ 事業に該当する改定後の雇用保険率を入力

確定保険料額の「算定期間(開始日)」を入力します。

申告済概算保険料額 > 確定保険料額の場合、還付額に金額が集計されないのは何故ですか

A 有期事業や特別な場合(解散等)を除いては、還付ではなく充当になりますので、システムでは充当額欄に集計しています。

確定保険料算定内訳		算定期間	平成21年04月01日	から	平成22年03月31日	まで
		保険料等算定基礎額	保険料・拠出金率		確定保険料等額	
労働保険料(労災+雇用)		30,698 千円	14.000 /1000		429,772 円	
労災保険分		0 千円	3.000 /1000		0 円	
雇用保険分	雇用保険法適用者	0 千円			0 円	
	高年齢労働者	0 千円	11.000 /1000		0 円	
	保険料算定対象者	0 千円	11.000 /1000		0 円	
一般拠出金		30,698 千円		1000	1,534 円	
概算保険料算定内訳		算定期間	平成23年03月31日	から	平成23年03月31日	まで
		保険料算定基礎額				
労働保険料(労災+雇用)		30,698 千円			0 円	
労災保険分		0 千円	3.000 /1000		0 円	
雇用保険分	雇用保険法適用者	0 千円			0 円	
	高年齢労働者	0 千円			0 円	
	保険料算定対象者	0 千円	15.500 /1000		0 円	
申告済概算保険料額		450,000 円				
差引額		充当額	還付額	不足額		
		20,228 円		0 円		
期別納付額	全期又は第1期(初期)	13 円	20,228 円	1	0 円	今期労働保険料
	第2		0 円			547,685 円
	第3		0 円			一般拠出金
			0 円			1,534 円
						今期納付額
						549,219 円

「申告済概算保険料額」を入力します。

比較

還付額欄は表示のみで、集計はされません。

比較の結果、多かった分(差額)を充当額へ記載

比較の結果、少なかった分(差額)を不足額へ記載

保険料算定基礎額を発生月ベースで集計できますか

A 申し訳ありませんが現在は支払月ベースの仕様となっております。
今後の課題として検討いたします。

※ [計算条件] 画面で「支給日の特別処理 = 翌月日付(特別)」の場合は、
3月度(4月〇日支給)～翌2月度(3月〇日支給)が集計期間となります。

* 支給日の特別処理 = 当月日付(通常) *

月度	支払日
3月度	3月〇日
4月度	4月〇日
5月度	5月〇日
6月度	6月〇日
...	...
1月度	1月〇日
2月度	2月〇日
3月度	3月〇日

集計期間

* 支給日の特別処理 = 翌月日付(特別) *

月度	支払日
3月度	4月〇日
4月度	5月〇日
5月度	6月〇日
6月度	7月〇日
...	...
1月度	2月〇日
2月度	3月〇日
3月度	4月〇日

前年退職者分が集計されません。

A 前年退職者を当期データで削除しているためです。

⇒<2/2画面目>算定基礎賃金集計表に前年退職者分を加算して上書き入力してください。※上書後、【再計算】を押すと、上書きした内容がクリアされます。ご注意ください。

労災保険・一般拠出金対象労働者数及び賃金							雇用保険対象被保険者数及び金額										
		常用労働者		役員で労働者扱		臨時労働者		合計		被保険者		役員で被保険者扱		合計		(うち高齢者分)	
		(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)
21年	04月	7	2,561,305	0	0	0	0	7	2,561,305	7	2,561,305	0	0	7	2,561,305	0	0
	05月	7	2,561,305	0	0	0	0	7	2,561,305	7	2,561,305	0	0	7	2,561,305	0	0
	06月	7	2,577,025	0	0	0	0	7	2,577,025	7	2,577,025	0	0	7	2,577,025	0	0
	07月	7	2,938,015	0	0	0	0	7	2,938,015	7	2,938,015	0	0	7	2,938,015	0	0
	08月	7	2,436,900	0	0	0	0	7	2,436,900	7	2,436,900	0	0	7	2,436,900	0	0
	09月	7	2,688,047	0	0	0	0	7	2,688,047	7	2,688,047	0	0	7	2,688,047	0	0
	10月	7	2,259,378	0	0	0	0	7	2,259,378	7	2,259,378	0	0	7	2,259,378	0	0
	11月	7	2,687,443	0	0	0	0	7	2,687,443	7	2,687,443	0	0	7	2,687,443	0	0
	12月	7	2,709,438	0	0	0	0	7	2,709,438	7	2,709,438	0	0	7	2,709,438	0	0
22年	01月	7	2,561,091	0	0	0	0	7	2,561,091	7	2,561,091	0	0	7	2,561,091	0	0
	02月	6	2,160,691	0	0	0	0	6	2,160,691	6	2,160,691	0	0	6	2,160,691	0	0
	03月	7	2,557,950	0	0	0	0	7	2,557,950	7	2,557,950	0	0	7	2,557,950	0	0
	04月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※削除した前年退職者分の実績を、上記、<2/2画面目>算定基礎賃金集計表からではなく、<1/2画面目>「確定保険料算定内訳」の「保険料等算定基礎額」に直接年間額を加算しても構いませんが、その場合、システムから算定基礎賃金集計表は作成できません。(金額が合いません)

※前年退職者は翌年4月の労働保険料申告書の対象になるため、システムでは、年度更新をしても従業員マスターに残す仕様になっています。(2年後の年度更新時に削除されます)

(例) 平成21年に退職・・・平成22年⇒平成23年への年度更新時に削除

4/1で満64歳になる従業員がいます。該当従業員の雇用保険の設定で、何か変更する必要がありますか。

A 雇用保険の設定を「なし(高年齢)」に変更してください。

保険年度の初日(4月1日)において満64歳以上の高年齢労働者は、雇用保険に係わる保険料が免除されます。

(ただし、短期雇用被保険者、日雇労働被保険者及び任意加入の高年齢者は保険料免除の対象となりません。)

システムでは、該当従業員の雇用保険の設定を「なし(高年齢)」に変更することで、雇用保険の「免除対象高年齢被保険者」と判断されます。

▼ [従業員/個別入力] 画面の [給与・所得・家族] タブ

従業員:	4 田中 すずむ	
給与	健康保険	あり
	厚生年金保険	あり
	雇用保険	なし(高年齢)
	労災保険	あり
	所得税	あり
	時間外手当	あり
	勤怠控除	あり
	端額	計算設定による

参考:
 保険年度の途中で満64歳となった者については、当該保険年度においては高年齢労働者としての取扱はせず翌年から免除の対象となります。

「賃金集計表」に関するよくあるお問い合わせ

算定基礎賃金集計表に関するよくあるお問い合わせについて説明します。

算定基礎賃金集計表の各欄への集計対象を教えてください。

A 下表のとおりとなります。

労災保険

労災保険・一般拠出金対象労働者数及び賃金										雇用保険対象被保険者数及び金額							
年	月	常用労働者		役員で労働者扱		臨時労働者		合計		被保険者		役員で被保険者扱		合計		うち高齢者分	
		(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)
21年	04月	7	2,561,305	0	0	0	0	7	2,561,305	7	2,561,305	0	0	7	2,561,305	0	0
	05月	7	2,561,305	0	0	0	0	7	2,561,305	7	2,561,305	0	0	7	2,561,305	0	0
	06月	7	2,577,025	0	0	0	0	7	2,577,025	7	2,577,025	0	0	7	2,577,025	0	0
	07月	7	2,938,015	0	0	0	0	7	2,938,015	7	2,938,015	0	0	7	2,938,015	0	0
	08月	7	2,436,900	0	0	0	0	7	2,436,900	7	2,436,900	0	0	7	2,436,900	0	0
	09月	7	2,688,047	0	0	0	0	7	2,688,047	7	2,688,047	0	0	7	2,688,047	0	0
	10月	7	2,259,378	0	0	0	0	7	2,259,378	7	2,259,378	0	0	7	2,259,378	0	0
	11月	7	2,687,443	0	0	0	0	7	2,687,443	7	2,687,443	0	0	7	2,687,443	0	0
	12月	7	2,709,438	0	0	0	0	7	2,709,438	7	2,709,438	0	0	7	2,709,438	0	0
22年	01月	7	2,561,091	0	0	0	0	7	2,561,091	7	2,561,091	0	0	7	2,561,091	0	0
	02月	6	2,160,691	0	0	0	0	6	2,160,691	6	2,160,691	0	0	6	2,160,691	0	0
	03月	7	2,557,950	0	0	0	0	7	2,557,950	7	2,557,950	0	0	7	2,557,950	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年計			30,698,588		0		0		30,698,588		30,698,588		0		30,698,588		0
								労災保険分		雇用保険分				一般拠出金分			
申告書へ転記する額								合計の年計(千円)		合計の年計(千円)		高齢者の年計(千円)		差引(千円)		合計の年計(千円)	
								30,698		30,698		0		30,698		30,698	

項目	集計対象
①常用労働者	「労災保険」ありで②③以外
②役員で労働者扱いの者	「労災保険」ありで役職コード上1桁が"0"
③臨時労働者	「労災保険」ありで「給与区分」が日給または時給、かつ「雇用保険」なし

算定基礎賃金集計表の各欄への集計対象を教えてください。(続き)

A 下表のとおりとなります。

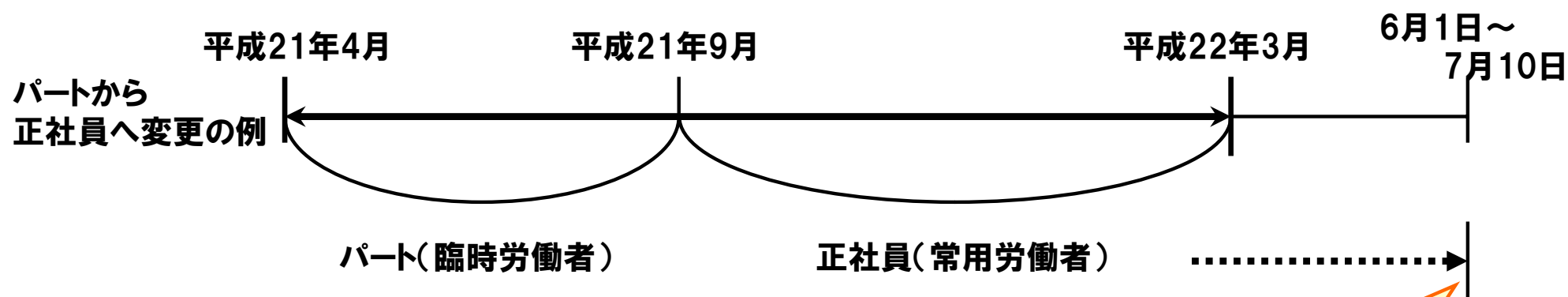
雇用保険

労災保険・一般拠出金対象労働者数及び賃金										雇用保険対象被保険者数及び金額							
		常用労働者		役員で労働者扱		臨時労働者		合計		被保険者		役員で被保険者扱		合計		(うち高年齢者分)	
		(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)
21年	04月	7	2,561,305	0	0	0	0	7	2,561,305	7	2,561,305	0	0	7	2,561,305	0	0
	05月	7	2,561,305	0	0	0	0	7	2,561,305	7	2,561,305	0	0	7	2,561,305	0	0
	06月	7	2,577,025	0	0	0	0	7	2,577,025	7	2,577,025	0	0	7	2,577,025	0	0
	07月	7	2,938,015	0	0	0	0	7	2,938,015	7	2,938,015	0	0	7	2,938,015	0	0
	08月	7	2,436,900	0	0	0	0	7	2,436,900	7	2,436,900	0	0	7	2,436,900	0	0
	09月	7	2,688,047	0	0	0	0	7	2,688,047	7	2,688,047	0	0	7	2,688,047	0	0
	10月	7	2,259,378	0	0	0	0	7	2,259,378	7	2,259,378	0	0	7	2,259,378	0	0
	11月	7	2,687,443	0	0	0	0	7	2,687,443	7	2,687,443	0	0	7	2,687,443	0	0
	12月	7	2,709,438	0	0	0	0	7	2,709,438	7	2,709,438	0	0	7	2,709,438	0	0
22年	01月	7	2,561,091	0	0	0	0	7	2,561,091	7	2,561,091	0	0	7	2,561,091	0	0
	02月	6	2,160,691	0	0	0	0	6	2,160,691	6	2,160,691	0	0	6	2,160,691	0	0
	03月	7	2,557,950	0	0	0	0	7	2,557,950	7	2,557,950	0	0	7	2,557,950	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

項目	集計対象
④被保険者	<ul style="list-style-type: none"> ・役職コード上1桁が“0”以外で月々の雇用保険金額>0 ・役職コード上1桁が“0”以外で前年4月1日現在において満64歳以上、かつ「雇用保険」が「なし」以外
⑤役員で被保険者扱いの者	<ul style="list-style-type: none"> ・役職コード上1桁が“0”で月々の雇用保険金額>0 ・役職コード上1桁が“0”で前年4月1日現在において満64歳以上、かつ「雇用保険」が「なし」以外
⑥(うち高年齢者分)	前年4月1日現在において満64歳以上で「雇用保険」が「なし」以外。ただし、月々の雇用保険金額>0の場合は除外します。

保険年度の途中で役員になったり、パート(臨時労働者)から正社員(常用労働者)になった場合はどこの区分に集計されますか

A 算定基礎賃金集計表を作成する時点での情報(役職コード、給与区分、雇用保険区分、労災保険区分)をもとに判定され、集計が行われます。よって、保険年度の途中でこれらに変更になった場合は算定基礎賃金集計表の修正が必要になります。



☆途中から正社員になりましたが、パートだった月も賃金集計表の「①常用労働者」欄に集計されます。

算定基礎賃金集計表を作成する時点も「正社員(常用労働者)」

賃金集計表を出力すると、前年賞与の支払年月が「32年12月」と表示されます

A 賞与の実績を賃金台帳より入力し、[データ選択・保守]画面の支払日を空欄のまま年度更新すると32年12月と表示されます。

⇒データは年度更新済みなので修正できません。

データ選択・保守 (給与応務Super H21.10.e2)

終了(ESC) OK(F3) 新規(F4) エラー(F5) 更新(F6) 削除(F7) バックアップ(F8) リストア(F10) 年調合併(F2) 印刷(F9) ヘルプ(F1) マニュアル(F11)

検索条件設定(L) 検索表示する 検索数: 5/5 年度: すべて

会社コード: 300 会社名: 年度: 処理月 (賞与回数) 選択 支払日

1月 01月25日
2月 02月25日
3月 03月25日
4月 04月25日
5月 05月25日
6月 06月25日
7月 07月25日
8月 08月25日
9月 09月25日
10月 10月25日
11月 11月25日
12月 12月25日

○子備月1 12月10日
○子備月2
○子備月3

○賞与1回 07月10日
○賞与2回 12月10日
○賞与3回
○賞与4回

各タイトルをクリックすると、会社が昇順・降順で並び変わります。

月 別	区 分	労 災 保 険 ・ 一 般 拠 出			
		① 常用労働者	② 役員で労働者扱いの者		
21年	4月	7	2,799,864円	2	1,726,000円
	5月	7	2,820,674	2	1,726,000
	6月	7	2,766,860	2	1,726,000
	7月	7	2,796,627	2	1,726,000
	8月	7	2,809,986	2	1,726,000
	9月	7	2,768,891	2	1,726,000
	10月	7	2,767,017	2	1,726,000
	11月				
	12月				
	1月				
	2月				
	3月				
賞与	32年 12月	7	5,435,000	2	2,000,000
	32年 12月	7	5,450,000	2	2,000,000

そのまま年度更新

翌年度データで賃金集計表を出力すると、前年賞与の支払年月が32年12月と表示される。

賃金集計表を出力すると、賞与3回目の支払年月に「XX月他」と「他」の文字が表示されます

A システムでは賞与を年間4回支給できますが、賃金集計表の賞与欄は3行なので、4回目の賞与がある場合は、3回目と4回目の賞与を合算して「XX月他」と支払年月を印刷します。

データ選択・保守 (給与応拠Super H21.10.e2)

終了(ESC) OK(F3) 新規(F4) 上(F5) 更新(F6) 削除(F7) バックアップ(F8) リストア(F10) 年調合併(F2) 印刷(F9) ヘルプ(F1) マニュアル(F11)

検索条件設定(L) 検索表示する 検索数: 5/ 5 年度: すべて

会社コード	会社名	年度
300	エプソン産業株式会社	平成22年度
SAMP	サンプル株式会社 [給与項目(基本モード)]	平成22年度
SAMPKA	サンプル株式会社 [給与項目(拡張モード)]	平成22年度
STAND	標準データ	平成22年度
STANDKA	標準データ(拡張モード)	平成22年度

年度: すべて 処理月 (賞与回数) 選択 支払日

- 1月 01月25日
- 2月 02月25日
- 3月 03月25日
- 4月 04月25日
- 5月 05月25日
- 6月 06月25日
- 7月 07月25日
- 8月 08月25日
- 9月 09月25日
- 10月 10月25日
- 11月 11月25日
- 12月 12月25日
- 予備月1 12月10日
- 予備月2
- 予備月3
- 賞与1回 07月10日
- 賞与2回 10月10日
- 賞与3回 12月10日
- 賞与4回 12月10日

選択した月度により処理を行います。

月別	区分	労災保険・一般拠出	
		① 常用労働者	② 役員で労働者扱いの者
21年 4月	4	2,799,864円	1,726,000円
5月	7	2,820,674	1,726,000
6月	7	2,766,860	1,726,000
7月	7	2,796,627	1,726,000
8月	7	2,809,986	1,726,000
9月	7	2,768,891	1,726,000
10月	7	2,767,017	1,726,000
11月	7		
12月	7		
賞与 21年 7月	7	5,450,000	2,000,000
21年 10月	7	5,450,000	2,000,000
21年 12月他	14	10,900,000	4,000,000

賞与3回目と4回目が一行に合算されるため、支給年月に「XX月他」と印刷されます。

賃金集計表を出力すると、「XX年4月～8月」と賞与が期間集計で表示されます

A 「複数締日」の機能を使用しているデータで、各回の賞与支払月が締日パターンごとに異なる場合、賞与は期間集計して表示されます。

▼[締日の設定]画面

<社員>		<パート>	
締日名	社員	締日名	パート
締切日	20	締切日	31
支払月	当月	支払月	翌月
支払日		支払日	5
年末調整の計算方法	給与	年末調整の計算方法	給与(12月)で調整
	月別支払		月別支払
1月	01月25日	1月	01月05日
2月	02月25日	2月	02月05日
3月	03月25日	3月	03月05日
4月	04月25日	4月	04月05日
5月	05月25日	5月	05月05日
6月	06月25日	6月	06月05日
7月	07月25日	7月	07月05日
8月	08月25日	8月	08月05日
9月	09月25日	9月	09月05日
10月	10月25日	10月	10月05日
11月	11月25日	11月	11月05日
12月	12月25日	12月	12月05日
予備月1	06月25日	予備月1	06月05日
予備月2		予備月2	
予備月3		予備月3	
賞与1回	07月31日	賞与1回	08月05日
賞与2回	11月30日	賞与2回	12月05日
賞与3回		賞与3回	
賞与4回		賞与4回	

・社員
賞与1回目 7月31日
賞与2回目 11月30日

・パート
賞与1回目 8月 5日
賞与2回目 12月 5日

賞与支払月を揃えずに設定

・賞与支払月を揃えずに設定 → 期間集計
(4月～8月、9月～12月、1月～3月で集計)

賞与 21 年	4～8月	7	5,450,000	0
21 年	9～12月		5,450,000	0
合 計		-		-

期間集計で表示されます

・賞与支払月を揃えて設定 → 月別に集計

賞与 21 年	8月	7	5,450,000	0
21 年	12月	7	5,450,000	0
合 計		-	96,286,515	-